

労働者派遣法に基づく待遇方式の公開

令和2年4月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者（当社）は、派遣労働者について、「派遣先均等・均衡方式」（派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇の確保）、「労使協定方式」（一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保）のいずれかの待遇決定方式により派遣労働者の待遇を確保することとされ（法第30条）、待遇方式を公開することが義務付けられました。（法第30条の4第2項）

当社における情報提供を下記の通り公開いたします。

- 待遇方式：労使協定方式
- 対象労働者の範囲：全派遣従業員
- 労使協定有効期限：2022年4月1日～2024年3月31日

以上